

土地の固定資産税等を  
3年間減免します。  
一定の要件があります。

解体費用の  
**30**万円  
を助成します

# 空き家解体・除却費用

## を助成します！！



制 度 名

藤枝市空き家解体・除却事業費補助金

対 象 者

市内に空き家を所有される方又はその相続人

対象となる空き家

- ① 住宅の空き家（昭和56年5月31日以前に建築されたもの又は工事中であったもの）であること（居住しなくなる予定の住宅を含む）
- ② 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること
- ③ 空き家の敷地内に存する建築物の全てを除却（取り除くこと）するものであること【令和4年3月31日までに除却を完了すること】
- ④ 解体業者との契約前・工事着手前の申請であること

助 成 内 容

空き家の解体・除却工事に要する経費の23%以内で限度額30万円

実 施 期 間

令和3年度から令和5年度までの3年間

## 土地の固定資産税・都市計画税 を3年間減免します！

- 藤枝市空き家解体・除却事業費補助金の交付を受けて、解体・除却を行った土地のうち、空き家の除却時点で「住宅用地特例」を受けている場合は、土地の固定資産税、都市計画税を除却後3年間各年度における税額の80%に相当する額を減免します。
- 減免を受ける場合は、課税課に「減免申請書」の提出が必要となります。



問い合わせ先

課税課 土地係

TEL 054-643-3292 (直通)

FAX 054-643-3125

問い合わせ先

藤枝市都市建設部空き家対策室

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号

電話 054-631-5750 (直通)

FAX 054-643-3280

E-mail [kenchiku@city.fujieda.shizuoka.jp](mailto:kenchiku@city.fujieda.shizuoka.jp)



～空き家と跡地の活用で活気のあるまちづくり～



藤枝市